

白井市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度を活用した白井市（以下「市」という。）及びふるさと産品等のPRにより、市への寄附を促進し、市の認知度向上、市内産業の振興等につなげるため、市外に住む寄附者への返礼品として贈呈する商品及びサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 市のふるさと納税における返礼品の目的に賛同していること。
- (2) 法令、条例等を遵守した生産、製造、販売、サービスの提供等を行っていること。
- (3) 白井市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）を遵守し、代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成9年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく適切な申告を行い、かつ、市税の滞納がないこと。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 市の魅力を発信又は地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (2) 総務省が定めるふるさと納税に係る地場産品の基準その他総務省通知等の規定に適合するものであること。
- (3) 原則として、品質及び数量の面において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込まれるものであること。
- (4) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保証されるものであること。
- (5) 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、原則として有効期限

が発行日から1年以上の利用券を発行すること。

(6) 指定の宅配業者による配送（市と協議の結果、市が認める適正な配送方法を行う場合を含む。）が可能なものであること。

2 返礼品の金額は、消費税、梱包料等の必要経費（送料を除く。）を含め、寄附金額（2,000円以上で市が別に定める金額とする。）の3割の額を上限とする。

（費用負担）

第4条 返礼品の代金及び送料は、市が負担する。ただし、協力事業者又は宅配業者の責に帰すべき事由により、返礼品の再配送等を行う場合については、この限りでない。

（申請方法）

第5条 協力事業者は、協力事業者の登録、変更又は登録の取消し及び返礼品の登録、変更又は取消しをする場合、下表のとおり書類を提出しなければならない。この場合において、市から内容確認のため必要とする書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途提出することとする。

協力事業者の登録申請 協力事業者の変更届 協力事業者の登録取消申請	別紙1「白井市ふるさと納税返礼品 協力事業者登録・変更・取消し申請 書」
返礼品の登録申請	別紙2「白井市ふるさと納税返礼品 登録申請書」
返礼品の変更・取消申請	別紙3「白井市ふるさと納税返礼品 の変更・取消し申請書」

（協力事業者及び返礼品の決定）

第6条 市は、前条の提出があったときは、登録等の可否を決定し、協力事業者へ通知するものとする。

（協力事業者への依頼内容）

第7条 協力事業者は、業務の円滑な運用のため、市が定める方法で返礼品発注への対応、発送及び精算を行う。

（届け出義務）

第8条 返礼品の登録後、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市に届け出るものとする。

(1) 返礼品の発送に遅延が生じるとき。

- (2) 返礼品が販売中止又は終了となる恐れが生じるとき。
- (3) 返礼品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じるとき。
- (4) 返礼品の内容に変更が生じるとき。

(登録の取消し)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者及び返礼品の登録を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 市へ損害を及ぼす行為があったとき。
- (4) その他、市がふさわしくないと認めたとき。

(その他留意事項)

第10条 協力事業者は、返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、その内容を市に報告するものとする。

(個人情報保護)

第11条 協力事業者は、返礼品を提供する事業(以下「事業」という。)により取得した個人情報を事業以外の目的で使用してはならない。ただし、寄附者が自ら提供した個人情報については、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行する。

白井市ふるさと納税返礼品協力事業者登録・変更・取消し申請書

年 月 日

(宛先)
白井市長

(申請者)
郵便番号・住所 _____
協力事業者名 _____
代表者氏名 _____

白井市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり協力事業者の登録・変更・取消しを申請します。

記

協力事業者の登録・変更・取消し

郵便番号・住所	
協力事業者名	
代表者氏名 (ふりがな)	
担当者氏名 (ふりがな)	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	
協力事業者ホームページ等	
取消し予定日	年 月 日

白井市ふるさと納税返礼品登録申請書

年 月 日

(宛先)
白井市長

(申請者) 協力事業者名 _____

白井市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり返礼品の登録を申請します。

記

1. 返礼品 (セット) 名称	ふりがな
2. 返礼品の内容・規格 例：4 パック (約 1kg)	
3. 返礼品の説明・PR ※ポータルサイト等で掲載	
4. 返礼品の価格 (梱包費・消費税及び地方消費税額を含む)	円
5. 発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定 (月 旬～ 月 旬) ※発送可能期間を期間限定とする場合は、寄附受付期間の打ち合わせをお願いします。
6. 提供可能数量	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 数量限定 (個/年)
7. 発送方法	<input type="checkbox"/> 宅配便 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> メール等無料の配送
8. 発送区分 (サイズ※メール便は料金を記載)	<input type="checkbox"/> 常温 () <input type="checkbox"/> 冷蔵 () <input type="checkbox"/> 冷凍 () <input type="checkbox"/> メール便 (料金:)
9. 配送不可エリア	
10. 賞味期限 (使用期限)	
11. 地場産品基準	該当する基準 【 】 該当する理由 ※工程や原材料などを詳細にご記入ください。
12. その他留意事項	
13. 担当者問合せ先	担当者： 電話番号：

※返礼品 1 品ごとに本申請書を 1 枚作成し、同一内容のものについては、任意様式による一覧表を作成してください。(例 サイズ違いの靴、重さ違いの肉 など)

※提案される返礼品等の画像を添付してください。また、パンフレット等の資料がある場合、併せて添付をお願いします。

白井市ふるさと納税返礼品の変更・取消し申請書

年 月 日

(宛先)
白井市長

(申請者)
協力事業者名 _____

白井市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要綱に基づき、下記のとおり返礼品等の変更・取消しを申請します。

変更・取消し予定日については、白井市ふるさと納税業務代行業者との相談により決定しています。

予定日以前の寄附に対する返礼品の発注には予定日以降であっても対応します。

記

1. 返礼品の変更・取消し

返礼品の名称	
変更内容 (変更の場合のみ記載)	
変更予定日	年 月 日
取消予定日	年 月 日